

大学等における修学の支援に関する法律による  
北海道立農業大学校授業料等の減免に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、北海道立農業大学校管理規則（昭和49年4月1日規則第45号。以下「規則」という。）第12条の4に規定する「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）第8条第1項の規定により行う入校料及び授業料（以下「授業料等」という。）の減免について、修学支援法、大学等における就学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）（以下「施行規則」という。）、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）に規定するもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項を定める。

(支援対象者)

第2 授業料等減免の対象となる者は、養成課程に属する学生とする。

(認定に関すること)

第3 授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に給付型奨学金の申込みを行い、機構の認定を受けるものとする。ただし、何らかの事情により、申請者が機構への給付型奨学金の申込みを希望しない場合はこの限りでない。

2 前項の場合において、申請者は、農業大学校長（以下「校長」という。）が別に定める日までに、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（別記第1号様式）及び別に指示する書類（以下「認定申請書」という。）を校長に提出するものとする。ただし、機構に対し、前項の給付型奨学金の申込みと一緒に授業料等減免の申請を希望した場合は、機構の給付型奨学金の認定をもって校長への授業料等減免の申請があったものとするため、認定申請書の提出は不要とする。

3 何らかの事情により、申請者が機構への給付型奨学金の申込みを行わず、「機構の給付型奨学金に関する情報」を記入できない場合は、認定申請書に必要な応じて次の書類を添付の上、校長に提出するものとする。

(1) 申請者本人及び生計維持者に関する申告（別記第1号様式（別紙1））

(2) 家計の急変に係る申告書（別記第1号様式（別紙2））

(3) 休職証明書（別記第1号様式（別紙3））

4 第2項及び前項の規定による認定申請の時期と支援の始期及び期間については、次のとおりとする。

	減免対象	認定申請の時期	支援の始期及び期間
i	入校料 授業料	入校料は、入校前の3月20日まで 授業料は、4月20日まで	入校月分から9月分まで減免
ii	授業料	（入校後1か月を経過した後） 5月から9月までの間で、校長が定める提出期限	10月分から翌年3月分まで減免
iii	授業料	（入校後6か月を経過した後） 10月から翌年4月までの間で、校長が定める提出期限	翌年4月分から9月分まで減免

iv	入校料 授業料	(予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況から緊急に支援の必要がある場合) 随時(家計急変の事由発生後3か月以内に申請) ※ 入校料の減免となるのは、入校後3か月以内に認定申請書を提出した者に限る。	認定の申請を行った月から3か月分まで減免
----	------------	---	----------------------

5 前項の場合において、校長は、認定申請を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、対象者として認定する場合は次の様式により認定結果を、不認定の場合は、別記第3-2号様式により申請者に通知するものとする。

	入校料減免あり	入校料減免なし
通常(家計急変以外)	別記第3-1号様式	別記第3-1号様式
家計急変	別記第3-3号様式	別記第3-4号様式

(支援の継続に当たっての要件等確認に関すること)

第4 第3により授業料等減免の対象者に認定された者(以下「支援対象者」という。)のうち、何らかの事情により支援対象者が機構への給付型奨学金の申込みを行わず、授業料等減免のみを継続して希望する場合は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の支給継続に当たっての要件等確認書(別記第2号様式(別紙1))(以下「確認書」という。)に必要な応じて次の書類を添付の上、校長に提出するものとする。

- (1) 家計急変の事由が生じた者に関する現況届(別記第2号様式(別紙2))
- (2) 授業料等の減免の生計維持者の変更届(別記第8号様式)

2 前項の規定による確認書の提出時期と支援の期間については、次のとおりとする。

	減免対象	確認書の提出時期	支援の期間
i	授業料	(授業料減免の対象者として認定された後) 毎年7月から9月までの間で、校長が定める提出期限	10月から3月までの 6か月分
ii	授業料	(授業料減免の対象者として認定された後) 毎年1月から3月までの間で、校長が定める提出期限	4月から9月までの 6か月分
iii	授業料	(予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況から緊急に支援の必要があるとして、授業料減免の対象者として認定された後) 事由が発生した月の翌月から3か月毎(15か月経過後は1年毎)で、校長が定める提出期限	学期の始期や授業料の納付時期等に関わらず3か月単位

3 第1項の規定による確認書の提出がない場合は、支援を停止することとし、認定の効力の停止に関する通知(別記第6号様式)により当該支援対象者に通知する。なお、支援が停止した場合でも、次回の提出期限までに確認書の提出があれば、支援は再開するが、停止期間中を遡及して支援を実施するものではない。

(適格認定に関すること)

第5 校長は、支援対象者の全員(既に取消となった者を除く。)について、学業成績の判定及び収入額・資産額等の判定(以下「適格認定」という。)を実施しなければならない。

### (1) 学業成績の判定

支援対象者の学業成績等について、学科別、学年別に、毎年9月末及び3月末までの半期毎に、廃止又は警告の区分の各基準に該当するかの判定を行う。

### (2) 収入額・資産額等の判定

支援対象者の収入額・資産額等について、毎年夏頃（～9月）に、所得の状況に応じ、継続、支援区分の変更（減免額の変更）又は効力の停止の各基準に該当するかの判定を行う。ただし、家計急変の申請による支援対象者については、事由が発生した月の翌月から3か月毎（15か月経過後は1年毎）に判定を行うものとする。

なお、給付型奨学金の受給者については、機構の判定結果（新たな支援区分情報）の確認をもって、収入額・資産額等の判定を行った者とみなすことができる。

2 前項の場合において、校長は、適格認定における判定結果を、速やかに支援対象者に通知しなければならない。

#### (1) 適格認定における学業成績の判定結果の通知

判定結果が「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定を取り消すとともに、認定の遡及取消の必要性を判断の上、認定取消通知書（別記第5号様式）により当該支援対象者に通知する。

また、「警告」の区分に該当する場合は、適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）（別記第4-1号様式）により当該支援対象者に対して、学業不振である旨の通知を行うとともに、次回の適格認定において連続して「警告」に該当した場合には認定が取り消される旨を別記第5号様式により通知し、一層学修へ励むよう指導すること。

廃止及び警告の区分のいずれにも該当しない場合は、適格認定における学業成績の判定結果通知（別記第4-2号様式）により当該支援対象者に通知するものとする。

#### (2) 適格認定における収入額・資産額等の判定結果の通知

判定結果が減免区分のいずれにも該当しないことが確認された場合は、支援を停止することとし、認定の効力の停止に関する通知（別記第6号様式）により当該支援対象者に通知する。なお、次回の適格認定において、基準に該当することとなった場合には、支援を再開できる。

また、減免区分が変更となった場合は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（別記第4-3号様式）、又は家計急変に係る認定申請による場合は、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（家計急変）（別記第4-4号様式）により、新たな減免区分、減免額、減免期間、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を当該支援対象者に通知する。

（学籍又は支援を受ける資格の異動等に伴う事務（休学・懲戒処分等）

第6 校長は、支援対象者に懲戒処分、休学、退学など学籍の異動が生じた場合には、その内容に応じて、認定の取消し又は効力の停止を行い、支援の対象とならない月が発生する場合には、月割の減免額の算出を行うとともに、既に減免を行った授業料等がある場合はその額を徴収しなければならない。

#### (1) 休学による認定の効力の停止

支援対象者が、正規の手続きを経て休学をした場合、当該休学の期間中は認定の効力の停止を行い、認定の効力の停止に関する通知（別記第6号様式）により当該支援対象者に通知する。

なお、休学期間と認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりとする。

(ア) 認定の効力の停止の始期

休学の期間の始期	認定の効力の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開の始期

復学の始期	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

(2) 懲戒処分による認定の取消し

支援対象者が、懲戒としての退学又は停学（3月以上または期限の定めのないもの）の処分を受けた場合には、当該処分日付で認定の取消しを行い、認定取消通知書（別記第5号様式）により当該支援対象者に通知する。

なお、この場合、認定の遡及取消に該当するため、既に減免を行った授業料等を徴収するとともに、当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施しなければならない。

(3) 懲戒処分による効力の停止

支援対象者が、懲戒としての停学（3月未満のもの）又は訓告の処分を受けた場合には、認定の効力の停止を行い、認定の効力の停止に関する通知（別記第6号様式）により当該支援対象者に通知する。

なお、認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりとする。

(ア) 認定の効力の停止期間

懲戒処分の内容	認定の効力の停止期間
1か月以上の停学処分	当該停学期間の認定の効力を停止
1か月未満の停学処分及び訓告処分	当該処分日を始期として1か月間、認定の効力を停止

(イ) 認定の効力の停止の始期

当該処分の始期（又は処分の日）	認定の効力の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(ウ) 支援再開の始期

復学の始期	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

(4) 早期卒業、除籍、自主退学等があった場合の認定の効力

支援対象者が、早期卒業、除籍、自主退学等（懲戒処分による退学を除く。）により、修業年限を満了する前に学籍を喪失した場合には、支援を受ける資格は失われる。

なお、年度の途中で、これらの事由により学籍の異動が生じた場合には、当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施するとともに、判定結果が「廃止」の区分に該当し、かつ、認定の遡及取消の必要がある場合は、認定取消通知書（別記第5号様式）により当該支援対象者に通知するものとする。

また、処分の始期等と認定取消日は次のとおりとする。

早期卒業、除籍、自主退学等により 学籍を失った日	支援の終了 (これ以降の支援を行わない)
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を行わない
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を行わない

(5) 国籍・在留資格に変更があった場合の認定の効力

支援対象者は、支援期間中に、国籍や在留資格等の変更があった場合は、国籍・在留資格等の変更届(別記第7号様式)により、校長に提出しなければならない。

校長は、支援対象者から別記第7号様式の提出を受けた時は、認定要件を確認し、その結果、認定要件を満たさなくなった場合には、認定の効力の停止を行い、認定の効力の停止に関する通知(別記第6号様式)により当該支援対象者に通知する。

なお、年度の途中で認定の効力を停止した場合には、当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施するとともに、判定結果が「廃止」の区分に該当し、かつ、認定の遡及取消の必要がある場合は、認定取消通知書(別記第5号様式)により当該支援対象者に通知するものとする。

また、認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりとする。

(ア) 認定の効力の停止の始期

在留資格等の変更により 認定資格を満たさなくなった日	支援の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開の始期

在留資格等の変更により 認定資格を満たすこととなった日	支援再開の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

(6) 支援対象者からの申出により支援を停止した場合の認定の効力

支援対象者は、授業料減免による支援の認定の効力の停止を希望する場合は、支援停止申請書(別記第9-1号様式)により、校長に提出するものとする。

校長は、支援対象者から別記第9-1号様式の提出を受けた時は、当該希望のあった月以降の認定の効力の停止を行い、認定の効力の停止に関する通知(別記第6号様式)により当該支援対象者に通知する。

なお、年度の途中で認定の効力を停止した場合には、当該年度の適格認定における学業成績の判定を実施するとともに、判定結果が「廃止」の区分に該当し、かつ、認定の遡及取消の必要がある場合は、認定取消通知書(別記第5号様式)により当該支援対象者に通知するものとする。

また、支援停止申請書により認定の効力を停止した支援対象者から、停止解除(支援の再開)申請書(別記第9-2号様式)により、支援の再開を希望する旨の申出があった場合には、当該停止を解除し、当該申出のあった日以降で支援対象者が希望する月以降から支援を再開する。

認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりとする。

(ア) 認定の効力の停止の始期

支援対象者が支援の停止（辞退）を申し出た日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

(イ) 支援再開の始期

支援対象者が支援再開を申し出た日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

(不正への対応)

第7 校長は、授業料等減免の申請や届出等の各種手続きにあたって、支援を受けようとする（又は受けている）学生等の申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、提出書類等の再確認や分析を行い、学生等本人（又はその生計維持者）に対して必要な確認を行うこととし、その結果、学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、当該学生等に係る授業料等減免対象者としての認定を取り消し、認定取消通知書（別記第5号様式）により本人に通知するものとする。

なお、学生等が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けていたものとして、認定の取消しを行った場合、施行規則第16条の規定により、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免した授業料等について、当該学生等に対し、支払いを求めることとする。

(記録)

第8 校長は、支援対象者に対する支援の状況を管理簿に記録し、適切に管理しなければならない。

(書類の保管)

第9 校長は、減免の実施に係る書類について、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（令和2年(2020年)5月27日付け経営第364号）

この要領は、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

附 則（令和3年(2021年)3月10日付け経営第1707号）

この要領は、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則（令和6年(2024年)9月6日付け技普第756号）

この要領は、令和6年(2024年)4月1日から適用する。